

| 会 長 | 局 長 | 係 員 |
|-----|-----|-----|
| | | |

平成 3 0 年 第 2 回 小坂町農業委員会会議録

平成 3 0 年 2 月 5 日 (月) 1 4 時 1 5 分 役 場 会 議 室 に お い て 招 集 し た。

1. 出席委員 (1 0 人) は次のとおりである。

| | | |
|--------------|-------------|---------------|
| 1 番 木 村 功 | 2 番 亀 田 静 子 | 3 番 中 村 修 太 郎 |
| 4 番 大 内 正 富 | 5 番 畑 澤 富 子 | 6 番 宮 館 文 男 |
| 7 番 小 館 正 光 | 8 番 目 時 勝 則 | 9 番 小 館 康 弘 |
| 10 番 中 村 吉 夫 | | |
2. 欠席委員 (0 人)
3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。
事務局 長 安 保 明 彦 事務局 長 補 佐 宮 館 秀 樹
4. 本会の書記は次のとおりである。
事務局 長 補 佐 宮 館 秀 樹
5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。
6 番 宮 館 文 男 7 番 小 館 正 光
6. 会議に付した案件は次のとおりである。

| | | |
|-----|----------|---------------------------------|
| 第 1 | 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について |
| 第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請書について |
| 第 3 | 決定第 2 号 | 小坂町農用地利用集積計画を定めることについて |
| 第 4 | その他第 1 号 | 地域農業の将来に関するアンケートについて |

| | |
|-------------|--|
| 事務局 | 只今から、平成 30 年 2 月 5 日 招 集 平 成 30 年 第 2 回 小 坂 町 農 業 委 員 会 総 会 を 始 め ま す。(1 4 : 1 5) |
| 議長 (中村吉) | 只今の出席者は 1 0 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。 |
| 議長 | 本日の会議録署名委員を指名します。6 番 宮 館 文 男 委 員、7 番 小 館 康 弘 委 員 の 両 名 を 指 名 い た し ま す。 |
| 議長 | それでは、議事に入ります。日程第 1、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借合意解約について、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | (報 告 3 提 案 理 由 朗 読) 1 番 は、小坂大生手地内 3 筆と上向三手倉地内 2 筆を A が B に返すものです。合意解約です。2 番は、小坂大生手地内 1 筆を A が C に返すものです。合意解約です。3 番は、荒谷手紙沢地内 2 筆を A が D に返すものです。合意解約です。4 番は、荒谷手紙沢地内 1 筆を E が F に返すものです。合意解約です。5 番は、上向三手倉地内 1 筆をエコサカが G に返すものです。合意解約です。 |
| 議長 | ただいまの報告について、質問等ございましたらお願いします。 |

8番委員 (日時) 事務局 解約した農地は、この後誰が借りるのですか。

10番委員 議長 今回合意解約になった場所は、すべて沢に位置しており耕作条件が悪い場所ですので、田として借りる人はいないと思います。

議長 30年度からとも補償もなくなる関係で、今後このような条件が悪い場所の解約は出てくると考えた方がよいと思います。

8番委員 事務局 議長 それ以外の質問等ございましたらお願いします。

議長 もし、遊休農地状態になって中間管理機構に貸し出したらどうなるのですか。

議長 議長 中間管理機構で借りて募集しても、誰も借り手がいなければ戻されます。そして非農地との判断をすることになります。

議長 それ以外の質問等ございましたらお願いします。

議長 (質問等なし)

議長 議長 質問等が無いようですので、報告3は終了します。

議長 (14:30)

議長 議長 続いて、日程第2、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。

事務局 (議案2号提出理由朗読)

議長 経緯詳細説明

議長 1番は、小坂台作地内1筆、6041㎡をパークランドがHから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。以上1件です。位置は今まで申請があった台作の畑の南側に位置します

議長 議長 只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。

議長 (質問等なし)

議長 議長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。

議長 (よいとの声あり)

議長 議長 議案2について、原案どおり許可とすることにご異議ございませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 議長 議案2は、原案どおり許可といたします。

議長 (16:25)

議長 議長 続いて、日程第3、決定第2号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局より説明を求めます。

事務局 (決定2提案理由朗読)

議長 議長 1番は、小坂端地内3筆、中村農園がIから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円です。2番は、大地上前田・上羽ノ木田地内4筆及び荒谷家口田地内2筆、JがKから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり玄米1俵です。3番と4番は、小坂端地内3筆、Lが円滑化団体の農協を通じMから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円です。更新になります。5番と6番は、小坂上川原地内1筆、Lが円滑化団体の農協を通じNから借りるものです。期間は5年、賃借料は10アールあたり7,000円です。更新になります。以上6件です

議長 議長 2番について確認します。字界は別ですが連担している場所ですか。

事務局 議長 場所は連担していません。今回は上前田の申請地を今までは作業受託していましたが、正式に貸借することになったものです。あわせて契約期限が過ぎていた上羽ノ木田と家口田の更新手続きをするものです。

議長 議長 只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。

議長 9番委員 (小館康) これらは中間管理機構を通じた場合、該当してくるのですか。

事務局 今までも貸借してあったので経営転換協力金の対象にはなりません。

9番委員 それ以外の協力金についてはどうなんですか。

事務局 そのこの地域で、ある程度の面積がまとまれば地域集積協力金の対象となってきます。

9番委員 その協力金はまとめてこそ貰えるものだから、バラバラに貸借しているといつまでたっても貰えない。その辺を理解してやらないといつになっても貰えないという現状となります。農業委員会でも町でも機構を利用して、より条件の良い方に持って行く方向にするように努力したほうがよいのではないですか。

議長 これは強制するわけにはいかないけれども、アドバイスとして本人に勧めていく考え方でいくということでもいいですか。

9番委員 そうですね。

議長 みなさんよろしいですか。

(よいとの声あり)

議長 そうすれば、強制ではないですが、中間管理機構を利用して貸借をする方向で貸す方、借りる方に勧めていくことでお願いします。

議長 その他、質問等ございましたらお願いします。

(質問等なし)

議長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。

(よいとの声あり)

議長 それでは、決定2については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 決定2について、原案どおり承認いたします。

(14:45)

議長 日程第4、その他第1号 地域農業の将来に関するアンケートについて 事務局より説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

原案を総会通知といっしょに送りましたので、見ていただけたと思います。ここをこう直した方がよいとか、こうした方がわかりやすいなど、意見がありましたらよろしくをお願いします。

議長 ただいまの説明について、質問意見等ございましたらお願いします。

議長 暫時休憩します。(14:47)

議長 再開します。(15:11)

議長 休憩中にいろいろ意見が出されましたが、最初の文章を変えることと、1番から4番までの中に「わからない」という項目をつけて表示することにします。

事務局 来月の総会に修正したものを提示し確認したものを、4月に発送する方向で進めます

議長 その他に質問がありましたらお願いします。

(質問がない場合)

議長 無いようなので、質疑を終結します。事務局は、ただいま出た意見を参考にしながら、新年度から行う「農地利用 最適化1・2・3運動」に向けて準備の方をよろしくをお願いします。

(15:14)

議長 以上で第2回総会を終了します。

(15:14)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 中村吉夫

署名委員 宮舘文男

署名委員 小舘正光